

令和2年度 空白地域解消推進協議会

文化庁における日本語教育施策について



Japanese Language Education

令和2年12月

文化庁国語課

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）**国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・ 外国人等である**幼児，児童，生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ 地域における日本語教育
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・ 日本語教育の実態，効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・ 地方公共団体は，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府**は，関係行政機関相互の調整を行うため，**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は，**日本語教育推進関係者会議**を設け，関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に，地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため，**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は，以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

- (1) 特定技能外国人のマッチング支援策等
- (2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- (3) 悪質な仲介事業者等の排除
- (4) 海外における日本語教育基盤の充実等

3 生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
 - 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
 - 住宅確保のための環境整備・支援
 - 金融・通信サービスの利便性の向上
- (3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
- (4) 外国人の子供に係る対策
- (5) 留学生の就職等の支援
- (6) 適正な労働環境等の確保
- (7) 社会保険への加入促進等

4 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- (2) 在留管理基盤の強化
- (3) 留学生の在籍管理の徹底
- (4) 技能実習制度の更なる適正化
- (5) 不法滞在者等への対策強化

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要

令和2年7月14日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

※出入国在留管理庁ウェブサイト掲載情報を基に、文化庁において独自に作成したもの。

現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人材の受入れ・共生社会の実現に向けた意図的取組・取組活動等

- (1) 外国人材の受入れ・共生社会の実現に向けた意図的取組・取組活動等
 - 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
 - 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
 - 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
 - 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
 - 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施
- (2) 生活者としての外国人に対する支援等
 - 災害発生時の対応
 - 交通安全対策、事件・事故への対応、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
 - 住宅確保のための環境整備・支援
 - 金融・通信サービスの利便性の向上
- (3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
- (4) 外国人の子供に係る対策
- (5) 留学生の就職等の支援
- (6) 適正な労働環境等の確保
- (7) 社会保険への加入促進等

など

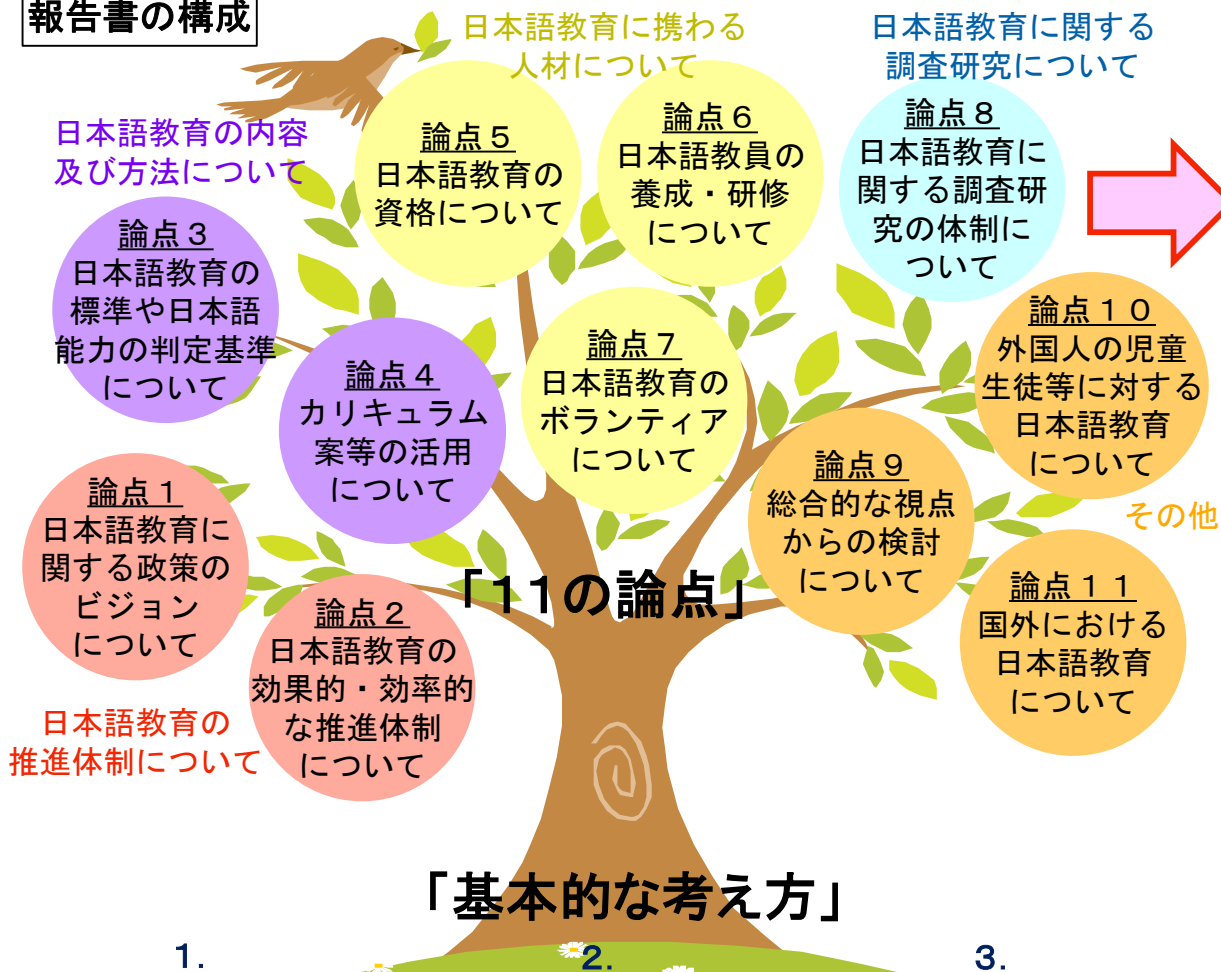
4 新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- (2) 在留管理基盤の強化
- (3) 留学生の在籍管理の徹底
- (4) 技能実習制度の更なる適正化
- (5) 不法滞在者等への対策強化

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(平成19年7月設置)では、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて「基本的な考え方」を整理。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「11の論点」を整理。

報告書の構成



これまでの検討状況

平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」,

平成26年5月から、
論点7「日本語教育のボランティアについて」
論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」
検討し、平成28年2月29日に
「地域における日本語教育の推進に向けて(報告)」,

平成28年5月から、
論点5「日本語教育の資格について」
論点6「日本語教員の養成・研修について」審議を行い、
平成30年3月2日に
「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」
を取りまとめ。平成31年3月4日に改定版を作成。

令和2年3月10日に
「日本語教師の資格の在り方について(報告)」
を取りまとめた。

今期の審議予定

論点3「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」引き続き、検討。
論点4「カリキュラム案等の活用について」改定に向けた検討を開始。

現状

○在留外国人数 (令和元年12月現在)
平成2年約108万人→
令和元年約293万人

○日本語学習者数
平成2年約6万人→
令和元年約27万人

○日本語教室が開催されていない自治体に居
住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)

○法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→令和元年度末792機関

データ

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- ①日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- ②日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- ③日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

- ①日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
- ②日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
- ③新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

(2) 日本語教育の質の向上等

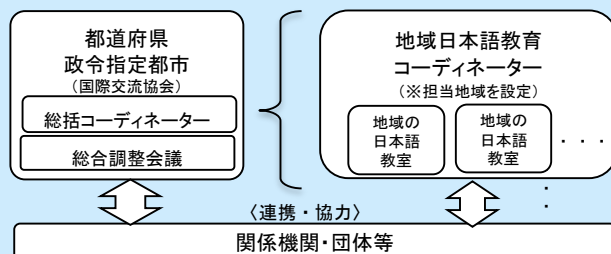
①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度要求額 795百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度要求額 240百万円 (前年度予算額 198百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。
 - ・日本語教師養成カリキュラム
 - ・現職者研修カリキュラム
- 日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人, 留学生, 児童生徒等, 就労者, 難民等
日本語教師(中堅)
日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
日本語学習支援者・・・いわゆるボランティア

②日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度要求額 72百万円(前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

③日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度要求額 7百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

②日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度要求額 186百万円
(前年度予算額 147百万円)

- 日本語教室が開設されていない市区町村に対してアドバイザーの派遣や日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
- インターネット等を活用した日本語学習教材 (ICT教材) の開発・提供する。

③日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度要求額 148百万円
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

【背景】①日本語教育の推進に関する法律に基づく「**日本語教育の推進に関する基本方針**」(令和2年6月に閣議決定)

- ・在留資格や背景の多様化が進み、外国人等が必要とする日本語教育は一様でない。
- ・外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できることを目指し、**地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講じる。**
- ・国及び地方公共団体は、日本語教育を行う機関、事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や**必要な体制の整備に努める。**

②「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」(令和2年7月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)

- ・地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び**地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進**

【目的】**国の基本方針を踏まえて**、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、**市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。**

●総合的な体制づくりのための取組への補助

▼総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置、総合調整会議の設置等

▼日本語教育の実施(補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業、大学、日本語学校、夜間中学等)と連携して実施する日本語教育等

【※】前年度限りの経費(プログラムA(計画策定))

《令和2年度採択実績》 件数：37件 対象：都道府県・政令指定都市等

●優良事例等の普及・連携強化

一部追加

以下の取組を通じて、優良事例の普及、連携強化

- ▼都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- ▼都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- ▼**総括コーディネーターの協議会(新規要求)**

●市町村の日本語教育の取組への支援

新規要求

▼都道府県をはじめとする関係機関と連携した日本語教育の取組に対し支援(補助金(1/2))

(日本語教育の実施、教師研修、教材作成、日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等)



- 補助対象：**都道府県・政令指定都市**
(地域国際化協会を含む)
市町村に間接補助

- 補助率：2分の1
- 要求箇所数：17件→40件
- 1件当たり**1900万円**程度を想定

地方財政措置を要望

補助事業における都道府県・市町村の2分の1の負担経費に対し特別交付税措置を要望

基本方針に基づく実施

日本語教育の体系的な実施

日本語教育体制の確立

優良事例等の成果を全国に普及

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）に居住する外国人は現在、約47万人いる。（令和元年11月現在）

（空白地域は1,109 地域住民に対する外国人比率の全国平均2.22%以上の市区町村141）

空白地域在住の外国人に日本語学習機会の提供を目的として、①アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。また、②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。さらに、③日本語教室がない市町村が多い都道府県において空白地域解消のノウハウを共有、解消方法を検討・協議するために研究協議会等を開催し、日本語教室設置を促す。

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月、外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月、閣議決定） ●成長戦略フォローアップ（令和2年7月、閣議決定）

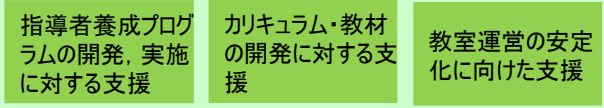
1 地域日本語教育スタートアッププログラム

《令和2年度採択実績》・件数：17件・対象：市町村等

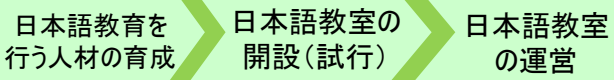
▼アドバイザー派遣の支援

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

専門家チームによる3年サポート



地方公共団体による取組



▼日本語教室の開設・安定化に向けた支援【新規】

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

3 セミナー・協議会の開催

▼空白地域解消推進セミナー（東京）

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる全国の市町村等
- 空白地域解消の実践事例紹介

▼研究協議会【新規】

（空白地域が多い都道府県2か所）

- 域内の市区町村等
- 地域資源活用連携方法等協議

2 ICT教材の開発・提供

▼日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」



令和3年度は、開発した10言語に追加し、さらに4言語を開発する。

▼計14言語

- R1 日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語（6言語）
- R2 インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語（4言語）
- R3 タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語（4言語）

また、日本語学習教材の活用方法の説明会開催する。

期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する
- 近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民（日本人・外国人）の地域社会への参画が増える
- 地域住民が活躍、外国人の受入れが円滑になる
- 地域が活性化する



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(委託:凸版印刷株式会社)

内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文型及び表現・語彙の確認、生活に必要な情報等
- ・活用方法等のセミナー開催

対応言語 全14言語を目標に追加予定

令和元年度:6言語開発

(日本語, 英語, 中国語, ポルトガル語, スペイン語, ベトナム語)

令和2年度:4言語追加

(インドネシア語, フィリピン語, ネパール語, カンボジア語)

令和3年度:4言語追加(予定)

(韓国語, ミャンマー語, モンゴル語, タイ語)

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになったりすることを目標として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

このサイトについて

見て学ぶ生活の場面

学習したいシチュエーションや、日本語の習得レベルに応じてコンテンツを選んで学習できます。



背景・趣旨

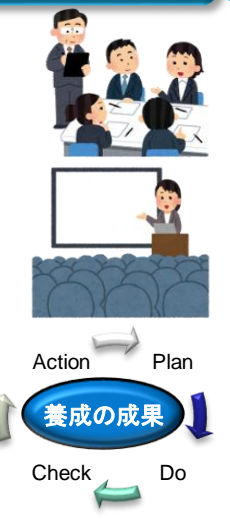
- 外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）、「生活者としての外国人」・「留学生」・「児童生徒等」・「就労者」・「難民等」・「海外」に対する初任の日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、日本語学習支援者に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムを提言）
- 上記の審議会報告で示された、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用とともに、日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図ることが必要。
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定） ●成長戦略フォローアップ（令和2年7月1閣議決定）

事業概要

- 上記の審議会報告で示された「教育内容等」に基づき、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発と、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。
- 日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち、特に地方の大学等において設置が困難な専門科目について通信による授業を開発する。（④）

①日本語教師の養成カリキュラム開発

- 養成カリキュラム開発
大学・日本語教育機関等に委託
(大学:主専攻・副専攻, 日本語教師の養成)
- 養成カリキュラムの試行
- 評価・検証・改善



②現職日本語教師の研修カリキュラム開発

- 研修カリキュラム開発
大学・日本語教育機関等に委託
(生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒・難民・海外に対する初任日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、学習支援者)
- 現職日本語教師の研修カリキュラムの試行
- 評価・検証・改善



③現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

- 【課題】
 - ・多様な活動分野の日本語教育人材の絶対数の不足
 - ・多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足（特に地方）
- 開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施
 - ・人材確保が喫緊の課題である10分野で実施(①生活者としての外国人・②留学生・③就労者・④児童生徒に対する初任日本語教師、⑤中堅日本語教師、⑥主任教員、⑦学習支援者、⑧難民等、⑨海外に赴く初任日本語教師、⑩地域日本語教育コーディネーター(3分野追加))
 - ・全国6ブロックで開発した各分野の優良モデルの研修を実施
 - ・日本語教育人材を指導する専門家の派遣
 - ・OJTによる研修担当者の育成
 - ⇒全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

優良モデルを全国展開

④日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づく、単位認定が可能な通信による授業科目を開発する(日本語音韻・音声他)